

平成19年 1月
警 察 庁

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成18年11月17日から同年12月16日までの間、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案（以下「改正案」といいます。）に対する意見の募集を行ったところ、4通（御意見はすべて電子メールでした。）の御意見を頂きました。

今回の改正が平成19年1月17日に公布されるに当たり、次のとおり、その結果を公表いたします。

1 御意見を募集した命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第12号）

2 命令等の案を公示した日

平成18年11月17日

3 頂いた御意見の概要

改正案の内容に対する御意見としては、

パーキング・メーター等の管理等を警察の天下り先である交通安全協会に委託するのは、不要な公金等の浪費につながると考えるので、民間委託に基本的に賛成する。

パーキング・メーター等の管理等を民間に委託した場合、例えば、大規模再開発地域の中核施設において、不動産業者等が実質的にパーキング・メーターの管理等を行うようになるなど、公益私益の区分がないがしろにされるおそれがあるので反対する。

といった御意見を頂きました。

なお、頂いた御意見を整理・要約いたしました。が、整理・要約していない御意見については、警察庁情報公開室において閲覧に供します。

4 頂いた御意見を考慮した結果及びその理由

従来、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するために必要な措置に関する事務（以下「パーキング・メーターの管理等」といいます。）の委託を受けることができる者は、道路における交通の安全に寄与することを目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立した法

人（公益法人）であって、パーキング・メーターの管理等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める者に限られていました。

改正案は、公益法人以外の者であっても、パーキング・メーターの管理等の委託を受けることができることとするものですが、パーキング・メーターの管理等を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると都道府県公安委員会が認める法人でなければならぬとの要件は、引き続き、維持することとしています。

したがって、公益法人以外の者であっても、適正にパーキング・メーターの管理等を行うことが期待できると考えておりますので、改正案を原案のとおり制定することとしました。

なお、改正案の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。